

平成 24 年 4 月 9 日  
日 本 振 興 銀 行

## 当行において偽造とみられる公文書が発見された件について

### 1. 事実概要

当行では、貸出金等にかかる法的手続きにおいて各種公的機関の証明書を取得しておりますが、今般、業務執行準備の過程で、当行の特定の職員が、裁判所の職員ではない知人の協力を得て取得したとされる裁判所発行の証明書類の中に、偽造されたとみられる文書が発見されました。

このため、本日（4月9日）、当行は捜査当局に対し告発状を提出しましたので、公表いたします。

なお、当行のこれまでの調査において、偽造した者は特定されておられません。

### 2. 刑事告発の内容

被告発人 氏名不詳

告発事由 有印公文書偽造（「供託原因消滅証明書」の偽造）

### 3. 今後の対応

今後の捜査当局の捜査の進展等を踏まえながら、必要な措置等についての検討を進めて参ります。偽造されたとみられる公文書が当行部内において発見された重大性に鑑み、当行の金融整理管財人である預金保険機構は、機構の顧問弁護士と協議の上、独立した調査チームを設置し、事実関係の解明を行います。

また、今後、このような事態の発生を防止し、業務の適正性を確保していくための対応についても、検討して参ります。

お問い合わせ先  
日本振興銀行 統括部  
03（5217）1484